埼弓連理 第47号 令和5年1月6日

一般社団法人埼玉県弓道連盟 支部長各位 連盟責任者各位

一般社団法人埼玉県弓道連盟 会 長 本 橋 民 夫

埼玉県弓道連盟、各支部・各連盟における ガバナンスの強化及びコンプライアンスの徹底について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、埼玉県弓道連盟は令和5年度から一般社団法人に移行し、その存在と活動に おいて社会的責任を増すこととなりました。そうした責任を果たすべく、令和5年8 月には埼玉弁護士会所属弁護士を講師に、本連盟理事を対象としたガバナンス(組織統治)・コンプライアンス(法令順守)に関する研修会を開催したところです。

各支部、各連盟におきましても、その活動においてガバナンスの強化、コンプラインスの徹底に関して今後一層のご努力をお願いしたく、令和6年の年頭にあたって下記の通り改めてお願いいたします。

記

- 1 ガバナンスの強化について
 - ① 責任者は、連盟にあっては所属支部と、支部にあっては本連盟と常に密接な連携を保ち、その運営にあたること
 - ② 団体としての責任を果たすべく、
 - ・会則等を整備し、運営は会員の合意を持って行うこと
 - ・その決定事項は、法令・条例に反しないことはもとより、社会通念上求められる「常識」を逸脱しないこと
 - ③ 決定事項は記録に残し、会員の閲覧に供されること
- 2 コンプライアンスの徹底について
 - ① すべての会員が、充実した弓道人生を送るためにはコンプライアンスの徹底が欠かせないことを自覚すること
 - ② すべての会員が、法令順守を徹底すること
 - ③ すべての会員が、いかなるハラスメントも許さないことを肝に銘じ行動すること
 - ④ 組織内では各自が任せられた役割を果たすとともに、コンプライアンスの徹底にあたってはその役割を超えた協力を行うこと
 - *組織内で称号・段位に応じて求められる役割を果たすことは当然であるが、コ

ンプライアンスの徹底においては称号・段位によっての差はない

⑤ コンプライアンスの徹底に関するすべての事案は、組織内の相談と合意によって 解決すること

本連盟では倫理規定・懲戒規程等、ガバナンスの強化・コンプライアンスの徹底に必要な規程を整備しています。本連盟ホームページをご覧ください(「埼玉県弓道連盟」で検索できます)。

なお、本連盟に対しての相談が必要な事案につきましては、IT 事務所に「通報相談」としてご連絡ください。「通報相談」は記録に残すため、電話ではなくメールまたは FAX でお送りください。「通報相談」は匿名でも行えます。

お送りいただいた「通報相談」については、倫理規定・懲戒規程に基づき必要に応じて倫理委員会で調査を行い、本連盟としての措置をとることになっています。

IT 事務所

FAX : 048-825-8163

メールアドレス : saitamaken@kyudo.jp

令和 6 年を埼玉県弓道連盟発展の年にすべく、支部長の先生方、各連盟責任者の皆様、 会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

以上